

伊勢市公報

第488号
 令和8年3月5日
 木曜日

目次

	頁
教育委員会規則	
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	2
告示	
○ 市議会定例会の招集について	5
○ 令和7年度補正予算の要領について	6
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	11
○ 指定納付受託者の指定について	13
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	14
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	15
・ 選挙人名簿の登録を行う日の変更について	17
公告	
○ パブリックコメントの実施について	18
○ パブリックコメントの結果公表について	21
○ パブリックコメントの結果公表について	22
○ パブリックコメントの結果公表について	23
○ パブリックコメントの結果公表について	24
上下水道事業公告	
○ パブリックコメントの実施について	25

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び伊勢市立
幼稚園規則の一部を改正する規則

(伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年
伊勢市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(教育活動の届出)」に改め、同条第1項各号列記
以外の部分中「通常の授業以外の次に掲げる教育活動（次項に規定する
教育活動を除く。）」を「次の各号に掲げる教育活動」に、「あらかじめ」
を「当該各号に定める期日までに」に改め、同項各号を次のように改め
る。

- (1) 遠足、社会見学等の校外学習 その実施の日の前日
- (2) 修学旅行 その実施の初日前2月
- (3) 宿泊を要する運動競技、キャンプその他の教育活動 その実施の
初日前5日

第10条第2項を削る。

(伊勢市立幼稚園規則の一部改正)

第2条 伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の
一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「(幼稚園行事の届出)」に改め、同条第1項各号列
記以外の部分中「運動会、学芸会、遠足、見学その他の幼稚園行事（次
項に規定する幼稚園行事を除く。）」を「次の各号に掲げる幼稚園以外の
場所における幼稚園行事（以下「園外行事」という。）」に、「あらかじめ」
を「当該各号に定める期日までに」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 遠足、見学その他の園外行事（次号に掲げるものを除く。） その
実施の日の前日

(2) 宿泊を要するキャンプその他の園外行事　その実施の初日前5日
第15条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 18 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 8 年 2 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 8 年 2 月 24 日（火） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 19 号

令和 8 年 2 月 9 日開議の市議会臨時会で議決を経た令和 7 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 8 年 2 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、13,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、62,947,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		11,147,625	10,457	11,158,082
	1 国庫負担金	7,155,473	1,500	7,156,973
	2 国庫補助金	3,924,236	8,957	3,933,193
18 県支出金		4,540,990	1,664	4,542,654
	1 県負担金	2,700,523	750	2,701,273
	2 県補助金	1,310,761	914	1,311,675
21 繰入金		5,550,907	1,672	5,552,579
	1 基金繰入金	5,474,210	1,672	5,475,882
歳入合計		62,933,959	13,793	62,947,752

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
生活支援給付金事業	自 令和8年度 至 令和8年度	841,454

伊勢市告示第 20 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 8 年 1 月 22 日 午前 9 時 00 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	2 台
〃	〃	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	3 台
〃	令和 8 年 1 月 26 日 午後 1 時 30 分	伊勢市岩淵 2 丁目地内	2 台
〃	令和 8 年 2 月 6 日 午前 9 時 00 分	伊勢市吹上 1 丁目地内	1 台
計			8 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社エフレジが提供する F-R E G I 決済代行サービスを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 2 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
一時保育に係る特別保育料（一時保育負担金）
- 3 指定をした日
令和 8 年 2 月 6 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定による、
公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人
名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記
のとおり定めます。

令和 8 年 2 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 可 児 文 敏

記

- 1 公表の方法 伊勢市公告式条例による
- 2 公表に係る閲覧状況の期間
自 令和 7 年 1 月 1 日
至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日
- 3 公表の時期 令和 8 年 2 月

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、
公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人
名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く）の状況について、次の
とおり公表します。

令和 8 年 2 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可 児 文 敏

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 令和 7 年 1 月 1 日

至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

番号	月日	閲覧人	目的	備考
1	R7.3.5	一般社団法人 中央調査社	「時事世論調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	
2	R7.6.4	一般社団法人 新情報センター	「消費動向調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	
3	R7.6.19	政治連盟 三重隊友 絆の会	後援会名簿の住所確認	
4	R7.7.30	一般社団法人 中央調査社	「時事世論調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	
5	R7.9.16	宿典泰	宿のりやす後援会が発行する入会しおりと挨拶文送付	
6	R7.9.19	橋本一喜	橋本かずき後援会が発行する機関紙誌の案内・送付のため	
7	R7.9.25	株式会社 エム・アールビジネス	「みえ県民1万人アンケート」作成に係る調査対象者の無作為抽出	
8	R7.9.26	一般社団法人 共同通信社	「日本世論調査会全国世論調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	
9	R7.11.8	合同会社 SYK	「三重県性暴力の実態に関する県民調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	
10	R7.11.25	株式会社東京商工リサーチ 津支店	「三重県子ども条例認知度調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	
11	R7.12.18	一般社団法人 中央調査社	「世論調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、同法第 22 条第 1 項本文に規定する選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更します。

令和 8 年 2 月 17 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 可 児 文 敏

記

1 登録日 令和 8 年 3 月 2 日

伊勢市公告第5号

第3次伊勢市総合計画・後期基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり第3次伊勢市総合計画・後期基本計画（案）を公表します。

なお、第3次伊勢市総合計画・後期基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和8年2月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第3次伊勢市総合計画・後期基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (2) 伊勢市情報戦略局企画調整課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 浜郷支所
- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 令和8年2月26日(木)

至 令和8年3月26日(木)

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第3次伊勢市総合計画・後期基本計画(案)」に対する意見として伊勢市情報戦略局企画調整課に持

参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本庁舎本館2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/1426929>

(3) 意見の提出期限

令和8年3月26日（木）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5548

伊勢市公告第6号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市観光振興基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和8年2月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市観光振興基本計画（案）
- 2 案の公告日
令和7年12月17日
- 3 提出された意見等の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部観光振興課に備えて置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第7号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和8年2月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）
- 2 案の公告日
令和7年12月17日
- 3 提出された意見等の概要
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第8号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第3期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和8年2月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第3期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～（案）
- 2 案の公告日
令和7年12月17日
- 3 提出された意見等の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第9号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第2期伊勢市再犯防止推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和8年2月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第2期伊勢市再犯防止推進計画（案）
- 2 案の公告日
令和7年12月17日
- 3 提出された意見
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市上下水道事業公告第1号

伊勢市下水道事業経営戦略を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市下水道事業経営戦略（案）を公表します。

なお、伊勢市下水道事業経営戦略（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和8年2月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市下水道事業経営戦略（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (2) 伊勢市上下水道部上下水道総務課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 令和8年2月26日(木)

至 令和8年3月26日(木)

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市下水道事業経営戦略(案)」に対する意見として、伊勢市上下水道部上下水道総務課に持参、

郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法
(電子メールを除く。) で提出してください。

[提出先]

伊勢市上下水道部上下水道総務課 伊勢市上下水道部庁舎 2階

郵送 〒519-0502

伊勢市小俣町相合 161 番地 伊勢市上下水道部上下水道総務課

ファクシミリ 0596-65-5281

電子メール sui-soumu@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法 (電子メールを除く。)

<https://logoform.jp/form/Ezfd/1422916>

(3) 意見の提出期限

令和8年3月26日(木)【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市上下水道部上下水道総務課 電話 0596-65-5268